

会議録

会議の名称	西東京市個人情報保護審議会（第3回）
開催日時	平成21年6月30日（火曜日）午前10時から午前10時35分まで
開催場所	西東京市役所 田無庁舎 庁議室
出席者	委員：保谷会長、横澤委員、岡本委員、十重田委員、長谷川委員、河野委員 事務局：総務部総務法規課 下田部長、澤谷課長、遠藤係長、早川主査、白戸主事
議題	西東京市災害時要援護者登録制度における個人情報の取扱いについて
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一次答申案 ・ 第2回西東京市個人情報保護審議会会議録 ・ 東京都災害時要援護者登録制度プラン作成パンフレット「災害時要援護者の安全確保のために」
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録

会議内容

事務局：
先日送付した第1次答申案について御審議をお願いしたい。送付した答申案では確定していなかった作業期間は、6箇月をお願いしたい。また、本日欠席の横道委員から、文言の修正の指摘があった。送付した答申案と本日配布した答申案で変更になっているのは、この2点である。

会長：
委員の皆さんは既に答申案を見てくださっていると思うが、何か御意見はあるか。

委員：
2の審議会の判断理由の（1）の後半について、どのようなことを言っているのかわかりにくいので説明してほしい。

事務局：
第1次答申で目的外利用、外部提供及び個人情報の収集の必要性があると審議会で認めていただくが、すべてにおいてその必要性を認めたのではなく、外部提供等が本当に必要かどうかを審議する材料としてのみ収集を認めるという限定をかけたという意図である。

委員：
検討材料とする上で収集する必要性を認める、というような表現ではどうか。

会長：
他の委員はどうか。

委員：
収集の必要性があるということは分かったが、収集について限定の必要性があるということだけを書けば分かりやすいのではないか。

委員：

答申の全体としてはこの審議会の主旨を反映していると思うが、やはり表現が分かりにくい。1の審議会の結論で、次に掲げる要件を満たすことを条件として可とする、という文言があるが、その条件はかなり離れた部分に出てくるので読みにくい。この部分は少し整理をした方がよいのではないか。その前の審議会の結論の部分は、すべての内容を一つの段落で書いてしまっているが、必ずしも同じことを言っているということでもないので、段落を分けて見やすくしてはどうか。2の審議会の判断理由も同様であり、まず結論を出して、それから理由付けをする方がよいのではないかと思う。

委員：

答申案は、諮問事項を整理して書き、それに対する結論として収集を可とする、というような、結論だけがすぐに分かるような形にして読みやすくした方がよいと思う。

委員：

我々はずっと審議をしてきて諮問事項も全部頭に入っているから分かるが、この答申を一読した人が、どういった諮問をしてどのような結論となったのかがぱっと頭に入るような形がよい。また、正確性を期するあまりに文章がくどくなっている部分があるので、そこまで書かなくてもよいかと思う。

委員：

市民を意識するというのも大事で、初めて読んだ人が何を書いてあるのかがすぐに分かるということが大事だと思う。

委員：

結論の部分に、今回結論を出した事項と留保した事項について、一読して分かるように読みやすく書いていただくのがよいと思う。

会長：

審議会の結論としては、内容としてはよいが、書き方を工夫してほしいということでよいか。

委員：

内容がこれでよいかどうかは、審議会で確認しておいた方がよいのではないか。

委員：

作業期間は6箇月程度でよいのか。

会長：

それは作業者の都合も考えてあげなければいけない。

委員：

それはある程度余裕をもって6箇月ということか。

事務局：

そうである。収集の作業が早く終われば、またその時点で次の過程に進むものと考えている。

委員：

作業方法の条件についても、もう少し簡潔に書けるのではないかと思う。職員を限定し、管理責任者を決め、作業期間を限定するというのは、前回審議会でお願ひした事項ということでよいか。

委員：

作業及び収集した情報の管理責任者というのは、どのような人を想定しているのか。

事務局：

危機管理室の室長を想定している。市の個人情報保護条例でも個人情報全般の責任者・取扱者について規定されており、それに準じたものと考えている。

委員：

今回の第1次答申の作業については、要綱を作成して行うのか。

事務局：

この答申をどう例規上反映させていくかというのは、内部的な基準を設けることになるかと思う。市の個人情報保護条例、個人情報保護条例施行規則が大枠となる。

委員：

答申に条件を付した理由としては、個人情報は大切に扱われるべきで漏えい等の問題が起きては困るということで付したので、判断理由の中に作業の条件を付した理由を書いた方がよいと思う。

会長：

審議の過程では、最初の問題は、この諮問の全体についてイエスかノーかということだったと思う。そして、要援護者の具体的な数字が出てこない判断ができない、という考えで委員が一致して、その具体的な数字を出すためには、条例の個人情報の収集の特別な理由としてハンドリングできる形でもっていくべきではないか、というのが2番目だったと思う。ただし、厳しい条件の中で、個人情報の保護が十分にできる体制で収集をしてください、というのがこの4つの条件だった。この4つの条件を踏まえて個人情報の収集をして名簿を作成し、そのデータを見た上で、そのデータがどこに、どんな形で配布されるのか、だれが利用するのか、また、更新についてはだれが、どのくらいの期間でやるのかといった細かいことが出てくる。それは、そのデータが出た後で、関係機関はこのような形で使いたいというようなことがあるので、それをベースにまた審議会で考えようという流れだったと思う。

委員：

答申案の2の審議会の判断理由の(1)についても、その流れを踏まえて、公共性・必要性は認められるけれども、反面、危険性もあるので、このような条件の下に個人情報を集めた上で、そのデータを利用したのを見て、もう一度検討したい、ということも書いたものがよいと思う。

事務局：

それでは、今回審議していただいた内容を踏まえて、答申案を再度作成して、委員の方々に送付するので、それにコメントを入れたものを送り返していただき、その後事務局と会長が答申案について詰めていくということでよろしいでしょうか。

会長：

委員の皆さんに確認したいのですが、この答申案には、我々の言いたいことはほぼ網羅されていて、ただ、表現をもう少し分かりやすいものにしてほしい、というのが審議会の意見である。だからそのようにしていただいて、書き方についても、今日の審議会の中での委員の皆さんからの意見を事務局で反映させてもらえと思う。

事務局：

それも踏まえて事務局で答申案を作成し、委員の皆さんに送付して見ていただいて、ここはこうしてほしいをいうのをいただいて、最後は事務局と会長で御相談する、というのでよろしいでしょうか。

会長：

皆さんは、それでよろしいか。

委員：

結論が変わらなければ、よいと思う。

委員：

文言の表現については委員が個々に見て、あとは会長に一任でよい。

会長：

審議会としては、2段階で答申するということである。データを集めることは認めるが、ただし、その作業はごく限られた、非常に高いセキュリティ保護の下でやってほしい、というのが第1段階である。その収集したデータをベースに名簿がどのように使わ

れるのか、使われ方を審議会に教えていただいて、それから外部に提供していいかどうかという答申をする、というのが第2段階である。それをはっきり書いていただいて、第1段階ではこういうことをやってほしい、第2段階ではそれを見た上で、名簿が何人になるか今は分からないのだから、その人数を抽出した条件はこのようなもので、要援護者を助けに行かなければいけないというカテゴリーの人はどういう人を想定していて、それは何人いて、そしてその人たちに情報を配布しなければならないのだから、どうやって配布した情報を保護していくのか、ということが審議会の知りたいことである。それが分かれば、諮問を認めるということも言うことができる。それが分からないで認めるとなれば、無責任となる。

事務局：

答申案は、少し項目を分けて一文が長くならないようにし、また、条件付けの理由について追加したものを、修正案として示したい。

委員：

結論としては、会長がお話されたように、今回の答申では一定の条件の下に基礎的なデータの収集については認めるということである。それで集めた情報を見てみないと、外部提供等、そのデータがどのように利用されるのかが判断できないので、その部分については留保する。その大きな結論が分かるような答申案にしていただければ、どのように書いていただいても結構である。

事務局：

1週間程度で、修正した答申案を委員の皆さんに送付し、翌1週間程度で御返事をいただいて、それをまた詰めて会長に御提案したいと考えている。

委員：

最終的には、第1次答申はいつごろ出すのか。

事務局：

遅くとも7月いっぱいには答申案を出す予定である。

委員：

修正した答申案に各委員からコメントを付けて返信し、それを取りまとめたものは、再度各委員に送るのか、それとも会長と事務局で詰めていくのか。

事務局：

もしよろしければ、できれば会長と事務局で詰めていけるとありがたいが、進め方についても御検討いただければと思う。

会長：

事務局で修正した答申案を見せていただいて、ここはもう少し委員の皆さんと審議した方がよいだらうという部分があるかもしれない。特になければ、その答申案は皆さんのコメントをいただいて取りまとめたものだから、それでよい。それについては、私の判断に任せてもらえないか。取りまとめた答申案が、皆さんの要求を網羅していると私が思えばその先に進めて、ここはちょっとと思うところがあれば、また皆さんに御足労願って完全なものになるよう審議を集中するというところでどうかと思うが、よろしいか。

委員：

それでよいと思う。

会長：

修正した答申案は1週間くらいでもらえるのか。

事務局：

1週間程度で修正した答申案を皆さんに送付し、御返信いただくようにする。

会長：

それで少し時間をおいて、また取りまとめるのに1週間くらいかかるだろうから、2

週間後くらいに私が一度見せていただくというスケジュールでよいか。

事務局：

そのくらいを目途としている。

会長：

何か必要があるようならば、委員の皆さんに電話等で連絡を取らせていただいて、なければこれでOKですよという返事を皆さんに差し上げる。それでよいだろうか。

委員：

それでよいと思う。

会長：

本日の審議会は、閉会とする。